

新宮市文化複合施設「丹鶴ホール友の会」 申込書

会員番号	(新規・更新・変更)	申込日	年	月	日
※氏名	フリガナ	※丹鶴ホールオンラインチケットサービスに <input type="checkbox"/> 登録している <input type="checkbox"/> 登録していない			
※住所	〒				
※電話番号		※生年月日	西暦	年	月 日
メールアドレス	@	<input type="checkbox"/> メールマガジンの配信を希望する			
※同意事項	<input type="checkbox"/> 下記「個人情報のお取り扱いについて」および会員規約を読み、同意の上申し込みます ※上記のチェック欄にチェックを入れてご提出ください				

太枠内をご記入ください(※は必須)

《丹鶴ホール友の会に登録されるお客様へ》

個人情報のお取り扱いについて

新宮市文化複合施設指定管理者
株式会社ケイミックスパブリックビジネス

株式会社ケイミックスパブリックビジネス(以下「弊社」という。)は個人情報保護に関する法令を遵守し、その扱いや保護等について、個人情報保護法及び個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001)に基づき、下記のとおりで説明いたします。

1. 個人情報の利用目的

弊社は、お客様にご登録いただいた個人情報を以下の目的で利用します。

- 丹鶴ホール友の会の会員管理のため
- お客様からのお問い合わせへの対応のため
- ダイレクトメール・電子メール・電話等による各種ご案内など、サービスや施設利用に関する営業活動を行うため
- 顧客動向分析もしくはサービス開発などの調査分析のため
- 事故等緊急の際の連絡のため

2. 個人情報の第三者への提供

弊社が取得した個人情報は、上記の利用目的の範囲内でのみで利用し、法令に基づく場合を除き、事前にお客様の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

3. 個人情報の外部委託

弊社は上記の利用目的の範囲内で、個人情報の全部もしくは一部を他の事業者に外部委託する場合があります。なお、外部委託するときは必要な契約を締結し、適切な管理・運営を行います。

4. 個人情報に関する権利

お客様からの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、第三者提供記録の開示、消去及び第三者への提供の停止(以下「開示等の請求等」という。)のご請求を受付いたします。

5. 個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に生じる結果
お客様からの個人情報のご提供は、法令等で定められている場合を除き、お客様の意思によるものです。ただし、必須事項を記入いただけない場合には、各サービス等が適切な状態でご提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 個人情報保護管理者及び相談窓口

(1)個人情報保護管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス 管理部長

(2)個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・相談窓口

お客様より、開示等の請求等の申し出ならびに個人情報取扱いに関する各種お問い合わせ、ご相談及び苦情の窓口は下記のとおりです。

株式会社ケイミックスパブリックビジネス 個人情報相談窓口

TEL: 03-5289-3570 FAX: 03-5289-3560

丹鶴ホール友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は「丹鶴ホール友の会」といいます。

(目的)

第2条 「丹鶴ホール友の会」は、新宮市文化複合施設が行う芸術文化事業を支援し、参加を促進することを目的としています。

(会員)

第3条 会員は、「丹鶴ホール友の会」の目的に賛同し、本規約を承認の上、所定の用紙により入会の申し込みを行い、年会費を納入し、会員証の発行を受けた方をいいます。なお、年会費は、納入後いかなる理由があってもお返しできません。

(会員証)

第4条 会員には、会員証を発行します。なお、会員証を譲渡もしくは貸与することはできません。

(会員資格の有効期限)

第5条 会員資格は、会員となった日から、当年度の3月末日までとします。会員期間の更新は、事務局があらかじめ通知する期日までに、会費を支払うことにより行います。その場合の会員期間は、翌年3月末日までの1年間とします。

(会費)

第6条 入会金は無料です。年会費は1,000円です。ただし入会時期が10月1日以降の場合は会費を500円とします。

(会員特典)

第7条 会員は、指定された各種特典を利用することができます。

(退会)

第8条 本規約第5条による更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会となります。また、第5条に掲げる会員期間中に退会を希望する場合は、事務局に退会の届出をしてください。退会后、会員証は会員の責任において破棄す

るものとします。会員証は、退会を受理した当年度の3月末日をもって失効となります。その他、運営上支障がある場合には、会員資格を取り消す場合があります。

(届出事項の変更など)

第9条 会員は、氏名・住所などに変更が生じた場合、ただちに届け出るものとします。届け出がない場合、通知その他の到着が遅延または到着しなかったときも、異議は受け付けられません。

(会員証の紛失)

第10条 会員証を紛失された場合は事務局にご連絡ください。再発行の手続きを行います。

(事務取扱)

第11条 「丹鶴ホール友の会」に関する運営、事務取扱は、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが行い、その裁量により年会費・規約等の改定を行うことができます。

(個人情報取扱)

第12条 会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001)に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で、適正に管理します。

(規約の変更)

第13条 本規約等を変更した場合、速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

(委任)

第14条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて定めるものとします。

制定日 令和7年5月1日